

加古川市乳幼児健康診査実施要綱

平成 26 年 3 月 25 日
福 祉 部 長 決 定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、乳幼児の健康の保持及び増進を図るため、母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 12 条及び第 13 条の規定に基づく健康診査（以下「健診」という。）を実施することについて、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第 2 条 この健診の実施主体は、加古川市とし、一般社団法人加古川医師会（以下「医師会」という。）及び一般社団法人播磨歯科医師会の協力を得て実施するものとする。

(健診の種類及び対象者)

第 3 条 この健診の種類及び対象者は次のとおりとする。

- (1) 4 か月児健康診査 市内に住所を有する満 4 か月を超え、満 6 か月に達しない乳児
- (2) 10 か月児健康診査 市内に住所を有する満 10 か月を超え、満 1 歳に達しない乳児
- (3) 1 歳 6 か月児健康診査 市内に住所を有する満 1 歳 6 か月を超え、満 2 歳に達しない幼児
- (4) 3 歳児健康診査 市内に住所を有する満 3 歳を超え、満 4 歳に達しない幼児
- (5) 3 歳児視聴覚健康診査 前号に規定する対象者のうち、眼科医師又は耳鼻科医師の診察が必要とされた幼児

2 市外に住所を有するなど前項に該当しない乳幼児であっても、市長が特に必要と認めた場合は、受診できるものとする。

(対象者の把握)

第 4 条 この健診（前条第 1 項第 5 号は除く）の対象者は、住民基本台帳により把握するものとする。

(健診内容)

第 5 条 この健診の内容は、別表のとおりとする。

(実施方法)

第 6 条 この健診は、10 か月児健診及び視聴覚健診を除き、集団方式により実施するものとする。

2 10 か月児健診及び視聴覚健診については、協力医療機関での個別方式により実施するものとする。
なお、協力医療機関については、医師会と協議のうえ決定するものとする。

(実施体制等)

第 7 条 この健診を実施するにあたっては、次に掲げる体制をとるものとする。

(1) 健診担当者の編成（10 か月児健診及び視聴覚健診は除く）

健診の担当者は、医師、歯科医師、臨床検査技師、保健師、助産師、看護師、歯科衛生士、栄養士、心理相談を担当する者、その他補助者等によって編成し、第 5 条に規定する健診の内容に応じて必要な職員等を確保するものとする。

(2) 受診者の情報把握等（視聴覚健診は除く）

健診の実施を能率的に行うため、保護者が事前に記載した健康診査受診票又は問診票で、あらかじめ受診者の状況を把握するとともに、母子健康手帳の記載事項を参考にして健診を実施する。

(3) 受診票及び健康診査票の記入及び保管

受診票及び健康診査票は、医師及び歯科医師が健診の結果を記入のうえ、市が保管し、事後の保

健指導等に活用するものとする。

なお、健診の実施にあたっては、必ず母子健康手帳を持参させ、必要に応じて健診結果等を記入するものとする。

(事後措置)

第8条 事後措置については、次のとおりとする。

- (1) 健診の結果、心身の発達異常、疾病等の疑いがあり、より精密に健康診査を行う必要があると認められる者について、1.6歳児健診、3歳児健診及び視聴覚健診については、「加古川市精密健康診査実施要綱」に基づき精密健康診査を行い、4か月児健診及び10か月児健診については、専門医の診察もしくは発達相談を受けるように指導する。
- (2) 身体障害等の異常が発見され、早期に医療又は福祉の措置が必要と認められた場合には、必要に応じ、関係機関に連絡するなど事後措置の徹底を図る。
- (3) 未受診者または事後指導を要する乳幼児は、必要に応じて保健師等による電話や家庭訪問等を行い指導する。

(関係機関との連携)

第9条 この健診を実施するにあたっては、関係機関と十分に連携を図るものとする。

2 健診に必要な問診票及び健康診査票等については、医師会等と協議のうえ定めるものとする。

(報告)

第10条 健診の実施状況については、別に定めるところにより、兵庫県に報告するものとする。

(秘密の保持)

第11条 この健診に携わる職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。(令和2年4月1日こども部長決定)

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。(令和5年3月31日こども部長決定)

別表（第5条関係）

種 類	内 容
4 か月児健康診査（以下「4 か月児健診」という。）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 身体発育状況 (2) 栄養状態 (3) 身体の疾病及び異常の有無 (4) 精神・運動発達の状況及び異常の有無 (5) 予防接種の実施状況 (6) その他育児上問題となる事項
10 か月児健康診査（以下「10 か月児健診」という。）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 身体発育状況 (2) 栄養状態 (3) 身体の疾病及び異常の有無 (4) 精神・運動発達の状況及び異常の有無 (5) 予防接種の実施状況 (6) その他育児上問題となる事項
1 歳6 か月児健康診査（以下「1.6 歳児健診」という。）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 身体発育状況 (2) 栄養状態 (3) 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無 (4) 皮膚の疾病の有無 (5) 歯及び口腔の疾病及び異常の有無 (6) 四肢運動障害の有無 (7) 精神発達の状況 (8) 言語障害の有無 (9) 予防接種の実施状況 (10) 育児上問題となる事項 (11) その他の疾病及び異常の有無
3 歳児健康診査（以下「3 歳児健診」という。）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 身体発育状況 (2) 栄養状態 (3) 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無 (4) 皮膚の疾病の有無 (5) 眼の疾病及び異常の有無 (6) 耳、鼻及び咽頭の疾病及び異常の有無 (7) 歯及び口腔の疾病及び異常の有無 (8) 四肢運動障害の有無 (9) 精神発達の状況 (10) 言語障害の有無 (11) 予防接種の実施状況 (12) 育児上問題となる事項 (13) その他の疾病及び異常の有無
3 歳児視聴覚健康診査（以下「視聴覚健診」という。）	<ul style="list-style-type: none"> (1) より精密な検査の必要の有無を判断するための診察及び検査